

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出について取下げがあった件	四四
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四四
○大規模小売店舗立地法の変更の届出について意見があった件二件	四五〇
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	四五〇
○小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件	四五〇
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	四五二

## 告 示

### 福島県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件（令和五年福島県告示第五百六号）により告示した（仮称）いわき市泉玉露二丁目計画に係る届出について、令和五年九月六日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

令和五年九月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
 （商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年九月十九日から令和六年一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）いわき市泉玉露二丁目計画 福島県いわき市泉玉露二丁目十番一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者
    - 名称 青野産業株式会社
    - 代表者の氏名 代表取締役 青野 洋和
    - 住所 茨城県神栖市柳川二千九十二番地の一名称 株式会社ヨークベニマル
    - 代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
    - 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - 名称 株式会社ヨークベニマル
    - 代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
    - 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和六年五月八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 三千六百二十二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 百五十台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 百三台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 二百四十二平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 容量 十四立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 開店時刻 午前九時
    - 閉店時刻 翌日の午前零時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで  
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所  
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで  
七 届出年月日  
令和五年九月七日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百七十九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年九月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百八十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年九月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
以下の事項について留意されるようお願いいたします。

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(一) 駐車場の確保等  
駐輪台数調査の実施時期が、新型コロナウイルスの影響がある令和四年九月のため、新型コロナウイルス流行前と比較して適切な調査結果となつているのか検討願いたい。  
(二) 経路の設定等  
駐輪場の位置の変更に伴い、周辺市道からの出入口において改良工事等を行う場合は、道路法第二十四条の道路工事施行承認申請を行うこと。また、現況の車両出入口を改良する場合、渋滞対策及び車両通行について検討願いたい。

2 防犯対策への協力  
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。

4 廃棄物に係る事項等  
(一) 廃棄物等の処理  
工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

(二) その他設置者としての廃棄物等に関する対応方策  
郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百八十一号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年九月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百八十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。)第四条第一項第十一号に掲げる小型定置漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和五年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

#### 第一 制限措置

##### 一 漁業種類

小型定置漁業

二 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

##### 三 操業区域

漁業権者の同意があつた共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深二十七メートル未満の漁場であつて漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

##### 四 漁業時期

(1) さけを対象とするとき 毎年九月二十日から十一月十五日まで

(2) さけ以外を対象とするとき 周年

##### 五 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者。法人にあつては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和五年九月十九日から同年十月十八日まで

(水産課)

## 公 告

### 公告第百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画(安積町吉田地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書  
二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

### 公告第百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画(三穂田町川田一丁目地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)